

計画相談支援 事務の流れ

平成29年6月1日 制定

平成31年4月1日 改訂

令和3年4月1日 改訂

小山市 保健福祉部

福祉課障がい支援係

I はじめに

I-1 計画相談支援とは

平成24年4月から、障がい者の方にとって、必要なサービスをより安心して利用することができるように、障害者総合支援法（以下、法）により「計画相談支援」が新たに導入されました。「計画相談支援」には、「①サービス利用支援」と「②継続サービス利用支援」の2種類があり、サービスを利用前の計画作成やサービス利用中のモニタリング等を受けながら、安心して障がい福祉サービスを利用することができます。

また、指定特定相談支援事業者として、下記の①②の業務以外に「③基本相談支援」も行います。

①サービス利用支援

- ・ 障がい福祉サービスの支給決定前に、サービス等利用計画案を作成。
- ・ 障がい福祉サービスの支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成。

②継続サービス利用支援

- ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う（＝モニタリング）。
- ・ サービス事業者等との連絡調整、障がい福祉サービスの変更・更新に係る申請の勧奨。

③基本相談支援

- ・ 障がい者等、障がい児の保護者、介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。

<根拠法令>

■サービス利用支援（総合支援法第5条第21項）

障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「サービス等利用計画案」という。）を作成し、支給決定、支給決定の変更の決定、地域相談支援給付決定又は地域相談支援給付決定の変更の決定（以下「支給決定等」と総称する。）が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。

■継続サービス利用支援（法第 5 条第 22 項）

障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- 一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- 二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

■基本相談支援（法第 5 条第 17 項及び第 18 項）

「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう（第17項）。「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。（第18項）

I-2 サービス等利用計画とは

◎障がい者の生活を総合的に支援する計画（トータルプラン）

ケアマネジメント手法を活用し、障がい者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するもの。⇒【総合支援計画】【自立支援計画】

その人自身の生き方、生活を一緒に考え、「現在の困りごと」だけでなく、将来どのような生活をしていきたいか等を視野に入れた【将来計画】を作成する。

※サービスの給付管理が主目的ではない。

- ・ 市町村が障がい福祉サービス支給決定の参考にする。
- ・ チーム支援における共通の指標とする。
- ・ 各サービス提供事業者の個別支援計画の基礎となる。
- ・ 地域で不足しているサービス等に気づき、自立支援協議会につないでいく（地域課題の抽出）等

I-3 対象者

- ・ 障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
- ・ 障がい福祉サービスを利用するすべての障がい児
- ・ 障がい福祉サービスと障がい児通所支援の両方のサービスを利用する障がい児については、「障害児相談支援」指定を取った事業者が実施する。報酬は「障害児相談支援」のみ。

（留意事項）

障がい福祉サービス・地域相談支援を利用しない者は、計画相談支援の対象とならない。

（例）地域生活支援事業である「地域活動支援センター」「移動支援事業」のみの利用者⇒ 計画相談支援の対象外

※ 国）平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度末までにすべての対象者について実施。現状、小山市においては100%実施となっている。

※ 拡大方法・時期については、各自治体の判断によるが、国の基準に基づき、利用する障がい福祉サービスにより、「計画が必須」となる場合がある。

※ 利用者は、自分で計画をつくること（セルフプラン）も選択できるが、障がい児者の現状を考慮すると、市では原則としてセルフプランによるサービス利用は認めていない。

II 具体的な事務の流れ

II-1 新規申請（障がい福祉サービスと計画相談支援を新規に利用する場合）

①利用希望者から、サービス等利用計画案(以下、利用計画案)作成依頼

- ・利用希望者と利用契約

【参考：申請段階の市の動き】

★障がい福祉サービス・計画相談支援受付・利用計画案提出依頼

- ・利用者が、市役所に障がい福祉サービスの申請にきた場合、申請された障がい福祉サービスの支給決定にあたり、利用計画案の提出が必須と説明し、事業者に対して計画相談支援の依頼を行うように案内をおこなう。

②利用希望者から、事業者へ利用計画案の作成依頼

- ・事業者は利用希望者から利用計画案の作成依頼がきた場合、市から利用希望者へお渡ししている下記の文書を受け取り、契約の準備に入る。

【様式第17号】計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

【様式第18号】計画相談支援給付費・障害児相談支援依頼（変更）届出書

③利用希望者と利用契約

- ・利用希望者と利用契約を結ぶ。
- ・特定の理由（契約人数超過等）から利用契約を締結しない場合、利用希望者へその旨、説明をおこない、利用希望者からの了承を得ること。

注）自ら希望する特定相談支援事業者に連絡することが困難な方の場合、市では、申請時になるべく本人の希望に添えるような適切な事業所を案内する場合がある。

④利用者宅を訪問・面接・アセスメント（利用計画案の作成・市へ提出）

【参考：市の動き】（障がい児はのぞく）

- ・市又は認定調査員（市委託職員）による障がい支援区分認定調査
- ・障がい支援区分認定審査会にて区分認定審査を行う
- ・障がい支援区分認定審査後、認定通知書を申請者あてに送付する。

■（支給決定前）利用計画案の作成

- ・利用者宅等を訪問し、利用者及びその家族等と面接をおこなう。十分なアセスメントを行った上で、下記の【利用計画案一式】の作成をおこなう。
- ・利用計画案の内容について、必ず利用者及びその家族に説明し、記名・押印したものを交付した上で、市に提出する。

注）利用計画案は、市が障がい福祉サービスの支給決定の際の参考とするため、利用計画案の提出が遅れると、支給決定の時期も遅れることに留意されたい。

- ・ 市担当者に、障がい支援区分の決定がいつ頃になるか等を事前に確認した上で、利用と面接日を設定し、提出期限より可能な限り早く提出できるようにすること。

注) 利用計画案の内容は市が支給決定の際の参考とするが、最終的には、「利用計画案の内容」と「市が実施する調査」に基づいて、支給要否決定をする。そのため、必ずしも、「利用計画案の内容」＝「支給決定の内容」になるとは限らず、面接時には、その旨を利用者に説明すること。(必ず利用計画案の支給内容になると断言できない)

【様式1-1】 サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案

【様式1-2】 サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案(週間)

【別紙1】 申請者の状況(基本情報)

【別紙2】 申請者の状況(基本情報)週間

注) 利用計画案一式の提出時に利用者から預かった【様式第17号】、【様式第18号】も提出すること。

【参考：市の動き】

支給決定・受給者証の交付) 提出された利用計画案と、市が行った調査の内容等をもとに、障がい福祉サービスの種類、内容、支給量、モニタリング期間等の決定をおこない、申請者に受給者証を交付する。交付は原則郵送。

■(支給決定後・利用開始前)事業者との連絡調整・サービス担当者会議開催

注) 計画相談支援は、「障がい福祉サービス・地域相談支援を利用するもの」が対象となるため、障がい福祉サービス・地域相談支援の申請が却下された場合、計画相談支援も却下の扱いとなる。(この場合、サービス利用支援の請求はできない)

- ・ 支給決定の内容に基づき、実際に利用者にサービスを提供する障がい福祉サービス事業者等との連絡調整をおこなう。
- ・ 障がい福祉サービス事業者等の担当者を招集し、サービス担当者会議を開催し、利用計画案の説明とともに、担当者から意見を求める。

■利用計画の作成・市へ提出

- ・ サービス担当者会議の内容をもとに、下記の利用計画を作成する。
- ・ 利用計画の内容について、必ず利用者及びその家族に説明し、利用者及び担当者に交付した上で、記名・押印されたものを市に提出する。

【様式2-1】 サービス等利用計画・障がい児支援利用計画

【様式2-2】 サービス等利用計画・障がい児支援利用計画(週間)

■モニタリング（モニタリング報告書の作成・市へ提出）

- ・受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、利用者の自宅もしくは障害者支援施設を訪問し、利用者及びその家族等と面接をおこなう。あわせて、利用している障がい福祉サービス事業者等へサービスの提供状況の確認をおこなう。
- ・上記の内容により、現体制の継続又はモニタリング期間の変更、サービス内容・支給量の変更等の必要性について判断する。
- ・モニタリングの内容をもとに、下記のモニタリング報告書を作成する。
- ・モニタリング報告書の内容について、必ず利用者及びその家族に説明し、記名・押印したものを利用者及び担当者に交付した上で、市に提出する。

注）モニタリング報告書は、必ずモニタリング月の翌月10日までに提出すること。

【様式3-1】モニタリング報告書

Ⅱ-2 更新申請（計画相談支援受給者が、サービス更新時期となる場合）

①障がい福祉サービス・計画相談支援の更新申請（利用計画案の作成・市へ提出）

- ・市より利用者あてに、利用計画案の提出期限を記載した【サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書】及び【様式第17号】【様式第18号】が届く。（利用者から事業者へ提出）
- ・提出期限までに、【様式3-1】モニタリング報告書、【様式第17号】とともに、更新を希望するサービス内容を反映した下記の【利用計画案一式】を作成し、市へ提出する。

注）更新申請・利用計画案の提出が遅れると、更新手続きも遅れていく。

事業者は、各利用者の更新時期を把握し、利用者に対して更新申請の支援を行うこと。また、早めに利用者との面接日を設定し、提出期限より可能な限り早く利用計画案を提出できるようにすること。

【様式第17号】計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給申請書

【様式3-1】モニタリング報告書

【様式1-1】サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案

【様式1-2】サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案（週間）

【参考：市の動き】

利用者あてに、更新申請勧奨・利用計画案提出依頼

更新時期となる3ヶ月ほど前に、利用者あてに更新申請書と【サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書】を送付する。

②障がい福祉サービスの更新申請時に計画相談支援を変更

- ・ 利用者から、利用計画案作成依頼
- ・ 利用希望者と利用契約
- ・ 事業者は利用希望者から利用計画案の作成依頼がきた場合、市から利用希望者へお渡ししている下記の文書を受け取り、契約の準備に入る。その後は新規時同様。

【様式第17号】計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給申請書

【様式第18号】計画相談支援給付費・障害児相談支援依頼（変更）届出書

注）引継ぎを行う事業所の最終月の請求はできないものとする。

【参考：国の通知】

同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の～事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の～事業者のみサービス利用支援費を算定する。（H25.2.22 相談支援関係Q&A 問60）

●サービス利用支援費＝計画案、継続サービス利用支援費＝モニタリング

Ⅱ-3 変更申請（サービス内容・支給量を変更する場合）

①障がい福祉サービス変更申請

利用計画に記載の利用サービスを変更する必要があると適切に判断した場合に、利用計画案の作成・市へ提出

- ・ 市へ、障がい福祉サービスの変更申請をおこなう。
- ・ その上で、変更を希望するサービス内容を反映した下記利用計画案一式を作成し、市へ提出する。

【様式1-1】サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案

【様式1-2】サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案（週間）

【様式3-1】モニタリング報告書

【その他】受給者証

注）サービスの変更申請をおこなう場合は、事前に市担当者に連絡し、必要提出書類等の確認をおこなうこと。

注）障がい福祉サービス・地域相談支援以外の制度（地域生活支援事業、他の社会資源）の追加や変更・事業所調整等を実施したとしても、計画相談支援給付費の対象外のため、それに対する報酬は発生しない。

②利用する曜日や時間帯、事業者のみ変更する場合

- ・ モニタリングの結果、曜日や時間帯、事業所のみ変更となる場合は、モニタリング報告書に加えて変更後の週間計画表も市へ提出する。

【様式3-1】モニタリング報告書

【様式3-2】継続サービス等利用計画【週間計画表】

注) 障がい福祉サービスの種類や支給量、計画相談支援(モニタリング期間) そのものに変更がないため、受給者証は発行されない。

注) サービス提供日時の変更等の軽微な変更や、変更がない場合は、利用者等への同意やサービス担当者会議の開催は不要。

II-4 暫定支給

①暫定支給対象サービス(※)利用申請(新規に限る)

※就労移行支援、就労継続支援(A型)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、
宿泊型自立訓練

支給決定期間のうち、当初2ヶ月は暫定支給となる。暫定支給期間終了前に、通所先から就労アセスメント等が提出され、小山市が継続支給の判断をする。

注) 暫定支給終了後、本支給開始に際して、特段サービス等計画案の提出は求めないものとする。

Ⅲ 介護保険対象者の対応について

Ⅲ-1 国の基本的な考え方

申請者が介護保険制度のサービスを利用する場合は、介護保険法に基づく居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障がい福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市が計画相談支援の支給が必要と認める場合に指定特定相談支援事業者へサービス等利用計画案を求めるものとする。

Ⅲ-2 小山市の方針

- ・ 介護保険対象者が、介護保険と障がいサービスを併用する場合

例) 介護保険（訪問介護）＋障害者総合支援法（居宅介護 上乘せ）

介護保険（訪問介護）＋就労継続支援A型、B型 等

介護保険法上のケアプランが作成されており、対象者の生活全般に関する意向、支援方針等はケアプランに位置づけられていると考えられることから、原則、利用計画案の提出は求めない。ただし、介護保険法上のケアプランの提出は必須とする。

注) 介護保険との適用関係については「小山市障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく介護給付費等の支給決定基準」の第5章を参照のこと。

Ⅳ 緊急支給決定（特例介護給付費）時の対応

◎居宅介護、短期入所、行動援護、同行援護が該当

- ・ 緊急かどうかの判断は市がおこなう。
- ・ 緊急に支給決定をおこなう必要がある場合、暫定的な支給決定時に利用計画案の提出を求めると、決定までに時間がかかり、必要時に必要な支援が入らないことが想定されるため、暫定的な支給決定時には、利用計画案の提出は支給決定後でも可能とする。

注) 重度訪問介護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、施設入所支援は原則不可。

注) 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、共同生活援助（介護を要しない場合のみ）は、障がい支援区分不要（1次判定のみ）のため、対象外。

V 小山市運用ルールについて

V-1 国の基本的な考え方（利用開始までの流れ）

- ・ 「サービス等利用計画案」は区分認定後に作成する。
- ・ 「サービス等利用計画」は「支給決定後～サービス利用開始前」間に作成する。
- ・ 「サービス等利用計画」を作成するにあたり、「サービス担当者会議」を開催し、専門的な見地からの意見を聴取・反映した計画を作成する。
- ・ サービス利用開始までに、「サービス等利用計画」を利用者へ交付する。
- ・ 「サービス利用支援費」の発生時点

計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障がい福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点。

V-2 小山市の方針（運用のルール）

市では障がい支援区分認定審査会が月に2回（第二、第四金曜日）となっており、国の示す手順通りで実施すると、サービス等利用計画案の作成が遅れ、サービスの利用開始を待たせることとなるため、小山市ルールでの運用を行う。

★運用1. 計画案の作成時期・提出時期

障がい支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案を作成するとすると、利用者本人から区分を確認したのちに作成することとなり、したがって、支給決定までの期間の短縮を図るため、必要に応じて、事前に指定特定相談支援事業者は、障がい支援区分認定審査会開催日や区分認定日を確認することが出来る。

注) 開催日等の事前確認が必要な場合は、市へ相談し適宜確認すること。

〔根拠〕

神戸市QA参照 厚生労働省へ神戸市が電話問い合わせ 25年8月1日

神戸市では支給決定前に見込みで委託相談支援事業者が事業所調整を実施し、本人の了解を得た上で、見込通りの内容で支給決定されればすぐに利用できるようにしている。支給決定後、①サービス担当者会議実施②計画作成③本人の書面による了解、といった一連の手續となると、支給決定され、利用できる状態であるにもかかわらず利用開始を待たせることになる。利用開始時期を市町村判断としてよいか。

答) 各事務の要件を満たしていれば、国が示す事務手順にはこだわらない。利用開始時期は市町村の判断でよい。支給決定前に同時並行の形で作業をすすめてもよい

原則) 障がい支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案作成及び提出は障がい支援区分認定後となる。

参考

厚生労働省QA問29 (平成25年2月22日付事務連絡)

サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障がい支援区分の認定後ということによいか。

答) サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障がい支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障がい支援区分認定後となる。

(H24. 3. 6 相談支援関係Q&A 3支給決定通知・事務処理要領-17)

★運用2. サービス等利用計画作成時のアセスメント

- ・省令第15条第2項6号により、アセスメント時に面接を省略することは不可。
- ・面接のための訪問先については、居宅等とあるため、

①居宅系サービス利用者は原則として利用者の居宅とする。

②それ以外のサービス利用者は居宅、障がい者支援施設、精神科病院、市が適切と判断するところとする。

●ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止にやむを得ない場合は、電話等によるアセスメントも可能とする。その場合、居宅等への訪問が可能となった場合にはモニタリング実施月でない場合でも居宅等への訪問に努めること。

【新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第7報) (令和2年5月27日付) 問28より】

参考

【障がい者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。）第15条第2項5号より抜粋】

相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行わなければならない。

【障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。）第15条第2項6号より抜粋】

相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。

【障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（障発0330号第22号平成24年3月30日通知文）より抜粋】

相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。

★運用3. 指定期日までにサービス等利用計画案の作成が出来ない場合

指定相談支援事業者の責によらない、やむを得ない理由（本人と連絡が取れない、本人の意思確認に相当な長時間を要する又は困難である等）により、計画案が市から指定された日時までに作成できない場合、予め市に相談のうえ、期日までにサービス等利用計画案（見込み）を提出することとする。

注）事業者から市に事情を説明し、十分に相談のこと。

★運用4. 計画案への文書による同意

サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、記名・押印により利用者等の同意を得る。郵送での受け付けも可。利用者等の同意を取る方法として、サービス等利用計画案への記名・押印の他、FAX やEメール等書面として残る媒体で本人同意が取れていれば（「文書による同意」が取れていると判断可能な状態であれば）、提出可とする。

市へ提出する際は、計画案に、「FAX」や「Eメール」等本人からの同意が得られていることがわかる書面を添付すること。

注) 後日、記名・押印をしたサービス等利用計画案の提出必須。

参考

【障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。）第15条第2項8号より抜粋】

当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

★運用5. サービス担当者会議の開催等

基準省令第15条第2項10号に「サービス担当者会議の開催等」と示されていることから、下記の2点を満たしていれば、基準省令第15条10号の規定を満たしているものとみなす。

- ①関係各事業所の担当者に日程調整等を打診し、その結果、限定された出席者のみで開催する場合、またはやむを得ず誰も出席できない場合、いずれの場合も欠席者へ電話・FAX・メール等で連絡し、担当者へのサービスの説明及び専門的見地からの意見を聴取している。
- ②サービス担当者への連絡日時、事業所名、対応者名、説明内容、聴取した専門的見地からの意見が書面にて記録されており、かつ計画に添付されている（または、サービス等利用計画（計画様式2）の余白に記入されている）。

注) 長時間介護や非定型ケース等、市が困難ケースと判断する場合などは、複数の関係者による会議開催を必須とすることがあるので、市⇄事業者間で事前に必ず相談すること。

注) 下記の場合も、サービス担当者会議とみなすことが出来る。

体験利用時に同行し、事業者への案の説明や調整、専門的見地からの意見聴取を実施（通所先等で）サービス利用時に関係者が集まり、案の説明や専門的見地からの意見聴取を実施。

参考

【障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。）第15条第2項10号より抜粋】

サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

【神戸市QA参照 厚生労働省へ神戸市より電話問い合わせ 23年11月29日】

計画相談支援でのサービス担当者会議は、関係者が集まることが困難な場合、電話等での連絡調整のみでも可とするのか。

答）原則は会議を開催すべき。やむを得ない場合は電話等でも対応可。

★運用6. 障がい福祉サービスの利用開始及び請求のタイミング

原則）障がい福祉サービスの支給を決定した後、指定特定相談支援事業所がサービス担当者会議を開催及び計画を作成。市で計画を受理してから、利用者が障がい福祉サービスの利用を開始する。サービス利用支援費については、下記留意事項の「① 指定サービス利用支援（一）から（四）」が完了し、市から障がい福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得た時点で請求を行う。

運用）障がい福祉サービスの支給決定までの間に、以下で定める事務がすべて完了していれば、本計画未作成であっても、サービス利用を開始してもかまわない。

- (一) サービス等利用計画案の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等 ⇒ 「① 指定サービス利用支援(一)」
- (二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障がい児の保護者の文書による同意、サービス等利用計画の利用者又は障がい児の保護者の文書（注4）による同意 ⇒ 「① 指定サービス利用支援(二)」
- (三) サービス等利用計画案の利用者又は障がい児の保護者及び担当者への交付 ⇒ 「① 指定サービス利用支援(三)」
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取 ⇒ 「① 指定サービス利用支援(四)」

注1) サービス等利用計画の作成及び文書(記名・押印)による同意、利用者又は障がい児の保護者及び担当者へのサービス等利用計画の交付を支給決定・利用開始日から最長1か月以内に完了しておくこと。

注2) 上記のすべての事務が利用開始日までに完了していれば、サービス等利用計画の市への提出時期は、支給決定・利用開始後1か月以内でも可とする。計画作成年月日とは別に上記ⅠからⅡの完了日を計画に明記すること。

注3) 請求のタイミングは、利用開始のタイミングにかかわらず、国の通り、留意事項の「① 指定サービス利用支援(一)～(四)」が全て完了し、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得た時点とする。(下記Q&A参照)

注4) 同意したとみなせる文書等の具体例は下記の通り。

作成・同意済のサービス等利用計画案に、サービス利用計画で新たに記載すべき項目(事業所名等)を追記し、本人に連絡のうえ同意を得た場合。計画案通りの支給決定とならなかった場合は、支給決定内容(サービス種類・時間数等)を計画案に追記・修正のうえ、本人に同意を得ておくこと。支給決定通りのサービス種類・支給量等で、サービス事業所と契約済の場合など。

厚生労働省計画相談支援に係るQA問46 (平成25年2月22日付事務連絡)
計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。

答) 市町村から障がい福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得た時点

★運用7. モニタリング時における署名について

原則) モニタリング実施時においては、本人と面談後、本人確認として署名が必要。

運用) 相談支援事業所の負担軽減を考慮し、モニタリングにおいては、本人の同意のもと、署名省略を可とする。本人の同意がわかる書類を事業所内に保管し、サービス等利用計画(案)の提出時に写しを市へ提出すること。

参考 新型コロナウイルス感染症について

国から臨時的な取扱いが示されているため、小山市としても同様の取扱いとする。

なお、令和3年4月時点で最新のものは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)(令和2年5月27日付 厚生労働省社会・援護局障害福祉課)」

★抜粋）請求内容（厚生労働省：計画相談支援に係るQA抜粋）

計画相談支援の請求については、国庫補助金等の対象となる為、基本的には以下の計画相談支援に係るQAのとおり運用することとする。（以下、質問が多いものを抜粋）

厚生労働省計画相談支援に係るQA問53（平成25年2月22日付事務連絡）

計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

答）同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

厚生労働省計画相談支援に係るQA問54（平成25年2月22日付事務連絡）

障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。

答）サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,611単位しか算定することはできない。

厚生労働省計画相談支援に係るQA問55（平成25年2月22日付事務連絡）

モニタリング期間が1月（毎月）ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能か。

答）継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,310単位しか算定することはできない。

厚生労働省計画相談支援に係るQA問56（平成25年2月22日付事務連絡）

継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定もしくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要がある
ので、継続サービス利用支援ではなくサービス利用支援として1,611単位/月を算定できる
か。

答) お見込みの通り。

なお、継続サービス利用支援を行った結果、サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

厚生労働省計画相談支援に係るQA問59（平成25年2月22日付事務連絡）

契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に
契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。

答) 契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。

なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

厚生労働省計画相談支援に係るQA問48（平成25年2月22日付事務連絡）

介護保険の対象者の場合、同じ者（ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う）
が一体的にプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。

介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っ
ている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるのか。

答) 請求できる。

なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両方で調整しながらプランを作成する
必要がある。

厚生労働省計画相談支援に係るQA問63（平成25年2月22日付事務連絡）

問) 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、
（中略）指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援
事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か

答)（前略）サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害
児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。なお、この取扱いについ
ては、（略）両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

補足) 3月まで放課後等デイサービスを利用し、4月から生活介護を利用する場合は、3
月に放課後等デイサービスのモニタリング（終結）を実施し請求する、4月に生活介護
の計画（本計画）に文書による同意を得て請求すること。これはケース引継ぎで別事業
所が請求する場合も、両方の指定を受けている事業者が両方とも請求する場合も同様と
する。

VI. モニタリング（継続サービス利用支援）期間の設定

ア. 基本的な考え方

原則として国の標準として示されている期間を小山市におけるモニタリング期間（標準期間）として、下記に示す。（例外あり）

イ. モニタリング期間（標準期間）

①新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者

→利用開始から3ヶ月間、毎月

②在宅の障がい福祉サービス利用者（障がい児通所支援を含む）又は地域定着支援利用者
※①を除く。

以下に該当する者

→毎月

- ・障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ・単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障がい、疾病等のため、自ら指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ・常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者（重度障がい者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

サービス名	標準期間	サービス名	標準期間
居宅介護	3ヵ月	自立生活援助	3ヵ月
重度訪問介護	3ヵ月	施設入所支援	6ヵ月
同行援護	3ヵ月	共同生活援助	6ヵ月
行動援護	3ヵ月	共同生活援助（日中支援型）	3ヵ月
短期入所	3ヵ月	地域定着支援	1ヵ月
重度包括支援	6ヵ月	地域移行支援	6ヵ月
療養介護	6ヵ月	児童発達支援	6ヵ月
生活介護	6ヵ月	児童発達支援（訪問型）	6ヵ月
自立訓練	3ヵ月	放課後等デイサービス	6ヵ月
就労移行支援	3ヵ月	保育所等訪問支援	6ヵ月
就労継続支援（A・B）	6ヵ月		
就労定着支援	3ヵ月		

その他 下記勘案事項を検討により調整

- ・障がい者等の心身の状況
- ・障がい者等の置かれている環境

家族状況、障がい者等の介護を行う者の状況、生活状況（日中活動の状況（就労・通所施設等）、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化 等

- ・総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- ・生活全般の解決すべき課題
- ・提供される各サービスの目標及び達成時期
- ・提供されるサービスの種類、内容、量等

なお、検討の結果モニタリング頻度を短くする場合は、小山市と協議を行うこと。期間短縮が必要と認められた場合には、小山市は「モニタリング期間変更通知書（様式第20号）」及び福祉サービス受給者証（五面）を利用者に通知する。

（参考）

厚生労働省計画相談支援に係るQA 問30（平成25年2月22日付事務連絡）

モニタリング期間の設定についての考え方如何。

答）モニタリング期間については、障がい者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。

具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

一般的には、状態が不安定で障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

ウ. モニタリング月の設定

原則、モニタリングは、利用する障がい福祉サービスの終期月（サービス更新月）に必ず実施するため、そのことを勘案し、具体的なモニタリング開始月、終期月を設定する。

(1) モニタリング開始月

・利用する障がい福祉サービスの有効期限の終期月にモニタリングを実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定する。

(2) モニタリング終期月

・計画相談支援の支給期間の終期月と同じにする。（計画相談が終わる時＝モニタリングが終わる時）

・ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者は、支給期間の開始月を含め、最長1年以内で終期月を設定する。

VII. 令和3年度報酬改定

なお、今後の国からの通知によっては取扱を変更することがあるのでご留意されたい。

ア. 集中支援加算の新設

令和3年度の報酬改定において計画・モニタリング月以外の相談支援業務について、「集中支援加算」が新設された。

以下の場合に、算定できる。

- ① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合
- ② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合
- ③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合
（「令和3年2月4日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より抜粋）

なお、上記加算は緊急的、臨時的な取扱いであることから、原則同一利用者に対しての請求は1回のみとする。基本的には市と協議を行い、モニタリング期間を変更（短縮）するなどして対応すること。

イ. 居宅介護支援事業所等連携加算の見直し

以下、「令和3年2月4日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」より抜粋

介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合（300単位/月）
 - ② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合（300単位/月）
 - ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）（100単位/月）
- ※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。

●具体的には、利用者が「就労移行支援」終了後、半年後に「就労定着支援」を希望している場合に、その間にする支援が該当する。

「対象者と面談や企業又は就労支援機関とのカンファレンスの機会を設定し、就労や生活の状況について把握、相談を行うとともに、就労定着支援の利用意向の確認を行うことが望ましい」とされている。